

貯蓄預金規定

※貯蓄預金は、2004年4月1日より、新規口座開設の取扱を中止しております。

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当社国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。
2. (証券類の受入れ)
 - (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
 - (2)手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。
 - (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
 - (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
 - (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
3. (振込金の受入れ)
 - (1)この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
なお、預金口座の状態などで、振込金を受入れない場合があります。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
 - (2)この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。
4. (受入証券類の決済、不渡り)
 - (1)証券類は、受入店で取立て、不渡還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の記入行に記載します。
 - (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
 - (3)前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。
5. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して通帳とともに提出してください。
6. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。
また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。
7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じ。）1,000円以上について付利率を1円として、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、毎月の当社所定の日に、この預金に組入れます。
なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)
 - (1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
 - (2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
 - (3)通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
 - (4)再発行する場合には、当社所定の手数料を支払ってください。
 - (5)預金口座の開設の際には、当社は法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によって当店に届け出てください。
9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたら、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
10. (譲渡、買入れ等の禁止)
 - (1)この預金、預金契約上の地位その他の取引にかかるといっさいの権利および通帳は、譲渡、買入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
 - (2)当社がやむをえないものと認めて買入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。
11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
12. (取引の制限等)
 - (1)当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
 - (2)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ在留資格および在留期間その他の必要な事項を当社所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当社に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
 - (3)第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
 - (4)前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。
13. (解約等)
 - (1)この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当社国内本支店に申出てください。
 - (2)次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
 - ③この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項、および前条第1項に定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合
 - ⑥上記①～⑤に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じない場合
 - ⑦前条第1項から第3項に定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合
 - (3)前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

